

企業年金ニュース 第55号

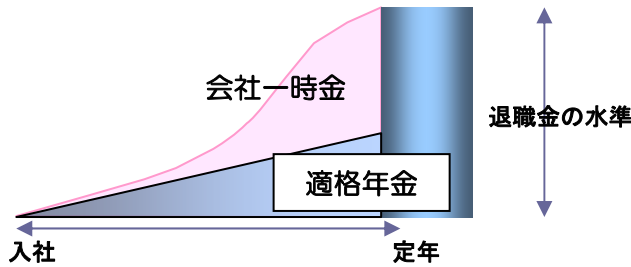
平成20年4月

退職金制度変更のための周辺まめ知識（情報）②

最近、適年加入中の企業に訪問すると、『(適年幹事の生保や普段あまり取引のない生・損保まで、) 適年の移行先として中退共を薦めるが、本当にそれが一番いいのか』と相談を受けることが多くなりました。

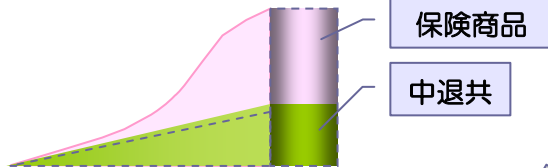
適年廃止に向けそろそろ周辺の動きも慌ただしくなってきたようです。

今回は、適年の移行先として、中退共がふさわしいのかという点について特集します。

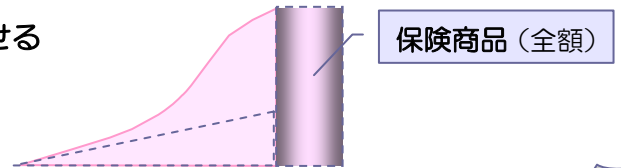


よくある営業パターン

A. 適格年金の資産を中退共に移行した上で保険商品を組み合わせる



B. (適格年金の資産が少ない場合は、) 適格年金を解約して従業員に分配した後、生命保険を組み合わせる



- ・ 中退共にすでに加入している企業は、適格年金の資産を中退共に持込むことができません
- ・ 中退共の利回りは現状 1.0%程度です
- ・ 勤続年数の短い自己都合退職者の場合、掛金より少ない金額しか、中退共から支払われない場合があります

- ・ 受け取ったお金は、一時所得として取り扱われますので、高い税金を払わなければいけません
 - ・ 将来の退職金の一部とする場合は、その金額を管理する必要があります(従業員に対して説明等する必要もあります)
- ⇨ 賞与として取り扱う企業もあります



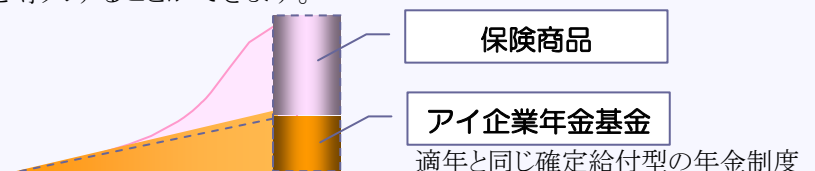
中退共以外にも貴社の選択肢はあります！！

変更する前に一度ご相談ください

一社ではなかなか導入しにくい確定給付企業年金制度も、『アイ企業年金基金』でならば大丈夫！

コストを抑えて確定給付企業年金制度を導入することができます。

また、さまざまなサポートを受けられます



アイ企業年金基金 と 中小企業退職金共済(中退共) との比較

| 比較項目 | アイ企業年金基金(確定給付積立のみ掲載) | 中退共 |
|------------------|---|--|
| 掛金 | | |
| 掛金の税制上の扱い | 全額損金算入可能 | 全額損金算入可能 |
| 積立開始時期 | 入社3年経過後(経年管理は基金が行います) | 入社後即時 |
| 掛金等に対する利息 | 年2%(固定)の利息を付利(複利) | 年1%(変動)の利息を付利(複利) |
| 掛金と給付のバランス | 常に標準掛金に年2%の利息を付利 (加入1月でも掛金+金利で給付) | 掛金納付月数1年以上2年未満・・・給付0(掛け捨て) 掛金納付月数2年以上3年6ヶ月まで・・・掛金相当額以下(元本割れ) 掛金納付月数3年以上6ヶ月以上・・・掛金相当額を上回る |
| 給付 | | |
| 給付額 | 加入コース・加入年数により給付額確定 標準掛金(元本)に年2%(固定)の利息で複利計算した元利合計額(あらかじめ確定しているため退職金積立の計画が立て易い) | 資産運用状況により変動 利息は変動するため将来の給付額は確定しない(退職金の事前積立の計画が立て難い。個人毎の積立状況を都度チェックの上個人毎の掛金を増減させて調整する必要があり事務が煩雑) |
| 一時金の受取 | 退職時または60歳到達時 | 退職時 |
| 年金の受取(一時金の分割受取) | 制度加入20年以上で60歳到達時(中途退職者は60歳迄繰下げ可) | 退職時60歳以上かつ退職金額80万円以上 |
| 年金(分割)に対する利息 | 繰下げ対象元本及び年金元本に対して年2%(固定)の利息を付利 | 年金元本に対して年1%(変動)の利息を付利 |
| 懲戒解雇者に対する給付 | 給付制限可能(給付制限額は当該企業の資産として管理) | 給付制限可能(給付制限額は没収) |
| 給付額の見込み計算 | 可能 | 給付額が変動するため不可能 |
| その他 | | |
| 退職金全般のコンサル業務 | アイ企業年金基金の業務の1つとして遂行(無料) | 基本的にはなし |
| 制度の見直し・制度脱退 | 可能(脱退時、他制度移行で資金分配を回避) | 不可能(脱退時、従業員へ資金分配) |
| 積立不足発生時 | 掛金の追加(特別掛金)で対応 | 付利する利息の引下げで対応 |
| 事務運営費等 | 標準掛金とは別の事務費掛金で対応 | 積立原資の中から取崩して対応 |
| 掛金負担の比較(800万円積立) | 約547万円 (11,680円/月×39年) | 約655万円 (14,000円/月×39年) ※基本退職額 |

適年を契約している企業の方ならば、一度くらいは適年の幹事会社から中退共を勧められたことがあると思います。なぜ、適年の幹事会社は自分の会社の商品ではない中退共を勧めてくるのでしょうか?

その理由のひとつとして、『あなたの会社に合う』ということがあります。しかしながらそれ以外の理由もあると思われまます。その理由についても少し触れておきます。

それは、『適年移行を早期に実現させたい』ということです。適年の幹事会社は受託している適年の数が非常に多いため、適年廃止までの限られた時間内に、すべての適年を自社の商品である確定給付企業年金や確定拠出年金に移行させるのは大変困難な状況です。

また、平成24年の最終期限が近づいたときに、いまだ他制度に移行しきれないまま、適年が大量に残ることを恐れています。つまり、このまま自然体で放っておいて、期限間近に一斉に他の制度への移行を希望したら、間違いなく適年の幹事会社は処理不能になると考えているからです。そこで、「(手っ取り早く、手間をかけずに)中退共に移行していただく」という戦略をとっているのです。適年の幹事会社が生命保険会社の場合は、中退共の他に、自社の生命保険を組み合わせることでメリットをとっています。

草花も芽吹く季節となり、あたり一面花につつまれてとても華やかな気分になります。すごしやすい毎日に、車も持っていないのに、性懲りも無く『ドライブ●あ』(某出版社がだしているおすすめドライブコースをいくつか紹介している雑誌)を今年も買ってしまいました。

見ているだけでわくわくとお出かけした気分を味わえますが、この陽気に誘われまらずはどこに行こうか悩み中です。

普段からあちこち出かけることが好きな方も、そうではない方も、家族や友達、仲間同士でちょっとお出かけなんていうのも良いのではないのでしょうか・・・? (里)



退職金制度に関する質問や問い合わせなど、お気軽にご連絡ください



アイ企業年金基金

〒453-0804 名古屋市中村区黄金通 1-18
愛鉄連厚生年金基金会館 7階
TEL・FAX: 052-481-5608
E-mail: aikikin@mediacat.ne.jp
窓口開設時間: 平日(祝日を除く)9時~17時

※企業年金ニュースのバックナンバーは愛鉄連厚生年金基金のホームページに掲載されています。

【愛鉄連厚生年金基金のホームページアドレス <http://www.aitetsurenkin.or.jp>】